

青の煌めきあおもり国スポ六戸町弁当調製施設選定基準

1 趣旨

青の煌めきあおもり国スポ六戸町弁当調達要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会(以下「実行委員会」という。)が選定する第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」(以下「国スポ」という。)における弁当調製施設の選定基準を次のとおり定める。

2 施設の信用条件

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (2) 町税(六戸町が賦課徴収するものに限る。)の滞納がないこと。
- (3) 六戸町暴力団排除条例(平成23年条例第13号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また、従業員として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

3 施設の立地条件

食品衛生法等の関係法令の規定による営業許可を受け、原則として六戸町内に製造所又は事業所を有する弁当調製施設であること。ただし、六戸町内の弁当調製施設だけで必要な食数が確保できない場合は、六戸町外に所在する弁当調製施設も対象とする。

4 施設の衛生管理

- (1) 申込時点において、過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。ただし、保健所の監視指導を受けて問題がないことが確認できた場合はこの限りではない。
- (2) 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組むとともに、適切に施設管理、運営を行えること。
- (3) 検食は、原材料および調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器(ビニール等)に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者(食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。)の全員に対し、国スポの開催日前1か月以内に検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌(O157等)を含むもの。)を実施することが可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルスも含めることが望ましい。
- (5) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、若しくは弁当調製期間中加入我们ができること。

- (6) 実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理(10℃以下)のできる冷蔵車等を利用して適切に運搬が可能であり、納入場所において弁当引換終了まで待機し、同様に適切な温度管理、衛生管理を行えること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (7) 搬送が容易で清潔な段ボール等に梱包して弁当を搬入できること。
- (8) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示できること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名(アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。)
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限(時刻まで表示)
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他実行委員会が指示する表示

5 施設の調製能力

- (1) 調製可能数が、原則1日当たり約100食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが、3日以上可能であること。

6 施設の対応能力

- (1) 実行委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2) 実行委員会が提供または指定する場合、専用の弁当容器に詰める・包装紙で装丁する・お品書きを添える等の対応ができること。
- (3) 弁当の食材及び献立内容について、実行委員会が指定した場合でも調製が可能であること。
- (4) 原材料に六戸町産又は青森県産品を積極的に採用し、六戸町の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養バランス・カロリー等に配慮した献立の提供が可能であること。
- (6) 事前に弁当献立、試食弁当(サンプル)およびその写真等の提供が可能であること。
- (7) 弁当付属品として、お茶(180ml以上、紙パック等)・割り箸・爪楊枝・お手拭きおよび持ち運び用ビニール袋等の提供ができること。また、それらについて実行委員会から指示があった場合、指示の沿った内容での提供が可能であること。
- (8) 配達同日に弁当容器等の回収が可能であること。ただし、実行委員会が認

めた場合は、この限りではない。

- (9) 前日の午後6時までの発注(変更・取消含む。)で、消費期限を当日の午後2時以降に設定した弁当を、午前11時までに納入が可能であること。
- (10) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入について、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

7 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) この基準を満たす弁当調製施設を選定できない場合、実行委員会が認めた施設を弁当調製施設として選定することができるものとする。